［略］	750―770 J 91	陸上移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	700MHz帯高度道路交通システム用とし、小電力業務用への割当ては別表８―10による。
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［第３表　略］

国内周波数分配の脚注

［Ｊ１～Ｊ90　略］

Ｊ91

この周波数帯は、一次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができる。

［Ｊ92～Ｊ295　略］

［同左］	750―770	陸上移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	700MHz帯高度道路交通システム用とし、小電力業務用への割当ては別表８―10による。
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

［第３表　同左］

国内周波数分配の脚注

［Ｊ１～Ｊ90　同左］

Ｊ91（未使用）

［Ｊ92～Ｊ295　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○外務省告示第二百六十五号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十九年外務省告示第二百三十九号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十九年七月三日及び六日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（ｂ）、第千三百三十三号８（ｃ）、第千三百九十号２（ａ）、第千九百八十八号１（ａ）、第千九百八十九号１（ａ）、第二千二百五十三号２（ａ）及び第二千二百五十五号１（ａ）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（別表） １．～429.　［略］ 430.　削除	（別表） １．～429.　［同左］ 430.　ハシーヌ・アラン（別名：(a)ハッサン・ジ・オールド(b)アル・シェイク・アブデルハイ(c)ブーラヒア(d)アブ・アル・フォトゥーフ(e)シェイブ・アセーヌ） HACENE ALLANE (a.k.a.: (a)Hassan the Old (b)Al Sheikh Abdelhay (c)Boulahia (d)Abu al-Foutouh (e)Cheib Ahcéne) 称号：不明 役職：不明 生年月日：1941年１月17日 出生地：Médéa, Algeria 国籍：アルジェリア 旅券番号：不明 ＩＤ番号：不明 住所：不明 国連制裁委員会による指定日：2004年５月３日（2006年４月12日、2008年４月７日及び2011年12月13日に改訂） その他の情報：2004年４月16日にニジェール北部で死亡したことが確認されている。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。